一 被申請人が昭和四七年一月一四日申請人らに対してなした休職処分の効力を仮 に停止する。

二 被申請人は昭和四七年一月一四日から本案判決確定に至るまで、当月一日から 末日までを一か月として、

(一) 申請人Aに対し、翌月五日限り金三二、七七二円および翌月二〇日限り金 ニー、八四八円

(二) 申請人Bに対し、翌月五日限り金三一、四一六円および翌月二〇日限り金二〇、九四四円の月額割合による金員を仮に支払え。

E 申請人らのその余の申請をいずれも却下する。

四 訴訟費用は被申請人の負担とする。

事 実

第一申請の趣旨

ー 被申請人が昭和四七年一月一四日申請人らに対してなした休職処分の効力の発生を仮に停止する。

二 被申請人は昭和四七年一月一四日から、

(一) 申請人Aに対し、毎月二〇日限り金二一、八四八円および翌月五日限り金三二、七七二円

三 被申請人は申請人らが神奈川県川崎市<以下略>所在の被申請人川崎製造所構内に入構することを妨げてはならない。

四訴訟費用は被申請人の負担とする。

第二 申請の趣旨に対する答弁

ー 申請人らの申請をいずれも却下する。

二 訴訟費用は申請人らの負担とする。

第三 申請の理由

一 被申請人は特殊鋼および軽合金の製造、加工ならびに販売等を営む株式会社であつて、神奈川県川崎市<以下略>に川崎製造所を有している。

申請人Aは昭和三八年四月一三日、同Bは同月一四日被申請人に雇用され、いずれも川崎製造所圧延部冷延課精整係に勤務している。なお、申請人らは日本冶金工業株式会社労働組合(以下組合という。)に加入しており、その川崎支部に所属している。

二 被申請人は昭和四七年一月一四日申請人らに対し同日より休職を命じ、同日以降申請人らを休職者として取り扱つている。

被申請人の就業規則第六九条には、会社業務の都合による休職者(申請人らはこれに該当しない。)を除き、休職者には原則として賃金を支払わない旨の定めがある。そのため、申請人らは、休職を命じられたことにより、被申請人から賃金の支払いを受けられなくなり、また川崎製造所構内に立ち入ることも妨げられている。

しかし、この休職処分は、その事由がないのになされたものであるから、無効である。

三 申請人らの休職を命じられた昭和四七年一月一四日当時における賃金は、申請人Aが月額金五四、六二〇円、同Bが月額金五二、三六〇円であり、当月一日から末日までを計算期間として、毎月当月二〇日限り月額の四割部分、翌月五日限り月額の六割部分の支払いを受ける約である。

四 申請人らは被申請人から休職者として取り扱われ、賃金の支払いを受けられないため、その生活に著しい支障を来たしているし、川崎製造所構内に立ち入ることを妨げられているため、組合活動もできない状態にある。したがつて、申請人らは本案判決の確定をまつていては回復し難い損害を被る。

五 よつて、申請人らは本件休職処分の効力の発生を仮に停止することを求めるとともに、被申請人に対し賃金請求権および川崎製造所構内への立入権を有するので、被申請人が昭和四七年一月一四日から、申請人Aに対し毎月二〇日限り金二一、八四八円および翌月五日限り金三二、七七二円の割合による賃金を、また同Bに対し毎月二〇日限り金二〇、九四四円および翌月五日限り金三一、四一六円の割合による賃金を仮に支払うことならびに申請人らが川崎製造所構内に入構すること

を妨げてはならないことを求める。 申請の理由に対する認否

第一項の事実は認める。第二項は、本件休職処分がその事由のないのになされた ものであるから無効であることは否認し、その余の事実は認める。第三項は、賃金 月額の四割部分の支払期日は否認し、その余の事実は認める。賃金月額の四割部分 の支払期日は翌月二〇日である。第四および第五項の事実は否認する。

申請人らに対する本件休職処分は、次のような理由から、就業規則第四六条第七号ならびに被申請人と組合との間に締結されている労働協約第二八条第一項第七号 に基づいてなされたものであつて、適法にして有効なものである。

就業規則の右規定の内容は次のとおりである。

従業員が次の各号の一に該当するときは原則として休職を命ずる。

刑罰法規に違反して起訴され刑の確定しないとき

労働協約第二八条第一項第七号も、就業規則の右規定の従業員とあるのを組合員と 読み替えれば、これと同趣旨である。

申請人らに対する起訴

申請人らは、昭和四六年七月二六日いわゆる成田新空港(正しくは新東京国際空 港という。)建設にともなう建設用地内の土地等に関する妨害物除去土地明渡し仮 処分命令執行反対闘争に参加し、千葉県成田市く以下略>付近において兇器準備集 合罪および公務執行妨害罪の嫌疑により逮捕され、引き続き勾留された後、同年八 月一六日右両罪名により千葉地方裁判所に起訴された。

申請人らを就業させることを不適当とする事情) 被申請人の対外的信用に対する影響

(-)

刑事事件に関する起訴が厳正に行なわれ、その結果起訴された事件の有罪率が極 めて高いわが国の刑事裁判の実状からすると、申請人らは、起訴されたことによつ 相当程度客観性のある犯罪の嫌疑を受けたものと社会的に評価されることを免 れない。ことに、申請人らに対する公訴事実によれば、起訴にかかる申請人らの行 為は、成田新空港の建設が軍事基地の造成であるとの立場から、同空港建設にとも なう前記仮処分命令の執行を多数の集団の暴力をもつて妨害し、警察官殺害事件をも引き起こしたりなどして、現行法体制そのものに対し暴力的破壊活動をもつて反抗した大紛争事件の一環をなすものであつて、この大紛争事件は社会的に喧伝され、この事件ならびにその被告人らに対しては強い社会的非難がなされている。それに、対象を表しては、 れに、被申請人は国家防衛の用に供される防衛的製品の製造も一部しているので、 顧客のうちには防衛庁等の官公庁が含まれている。したがつて、申請人らが起訴後 も引き続き業務に従事するときは、被申請人はその対外的信用を失墜するし、また 申請人らが防衛的製品の製造に関連して職場でいついかなる暴力的破壊活動を起こ すとも限らないので、もしそのようなことになれば信用失墜どころか顧客との取引 関係にも影響することになる。

職場秩序の維持に対する影響

申請人らが起訴されたことによつて受ける社会的評価、申請人らに対する公訴事 実からみた起訴にかかる申請人らの行為の性質およびこれに対する社会的非難等が 前述のとおりであることからすると、申請人らが起訴後も引き続き就業するとき は、職場秩序の維持に重大な影響を生ずる。のみならず、申請人らが後述のとおり公判期日に出頭したりなどするため就業できない場合には、その分担業務は他の従業員が引き受けなければならないから、これにより不満が生じ、このような状態が 継続すれば不満がうつ積し、職場内の人間関係が悪化すること明らかである。ま た、申請人らに対する公訴事実からすると、起訴にかかる申請人らの行為は自己の 思想ないし見解をもつて現行法体制に反して直接端的に暴力的破壊活動におよんだ ものであるところにその特色があるから、申請人らが就業中同僚や上司と何らか見 解の対立を来たしたような場合には、申請人らは職場秩序に反して直接行動を起こ し、職場秩序を混乱させるおそれがある。それに、申請人らは従来から社内規律等を遵守しないところがあつたのであるが、それがますます目立つようになり、むしろ企業秩序に反する活動を社内に持ち込もうとさえしている。このような申請人ら を起訴にかかわらず就業させることは、職場秩序維持のうえから到底できないこと である。

労務提供についての障害

申請人らは起訴後保釈され、本件休職処分当時は保釈中であつた。けれども、 請人らは刑事被告人として原則として公判期日に出頭する義務を負い(刑事訴訟法 第二八六条)、申請人らに対する公訴事実の罪名と罰条からして、同法第二八五条第二項、第一項後段により公判期日に出頭する義務を免除される場合があるとは公判期日に出頭する義務を免除される場合があるとは、申請人との出頭義務が免除される場合を表現の収集、整理等の事前準備を必要とは、刑事訴訟規則第一七八条の二等)、そのためにも相当の時間を必要もは、一人らは保釈中とはいつても、刑事訴訟法第九六条第一項各号に該当、勾留から起いるおそれもある。のみならず、申請人らは逮捕、勾留から起いるおそれもある。のみならず、申請人らは逮捕、勾留りに対していた。これでは、被申請人の質問で欠勤していた。これでは、被申請人らが記書を表していたがある。

第六 抗弁に対する認否 冒頭部分は、就業規則ならびに被申請人と組合との間に締結されている労働協約 に被申請人主張のとおりの内容の規定があることは認めるが、その余の事実は否認 する。

ー 申請人らに対する起訴について 認める。

二 申請人らを就業させることを不適当とする事情について

(一) 被申請人の対外的信用に対する影響について 否認する。

申請人らは、被申請人の名誉や信用を象徴するような地位にある従業員ではなく、機械的、肉体的業務に従事する末端の従業員であるに過ぎない。それに、申請人らに対する公訴事実やその罪名によれば、起訴にかかる申請人らの行為は、職場内におけるものでも、職務に関連するものでもあるいはいわゆる破廉恥罪に該当するものでもなく、職場外において政治的信条に基づき職務に関係なくなされた非正なされた集団的行為であって、申請人らと思想、信条を同じくする者とともないなされた集団的行為であって、申請人らの氏名や勤務先等が社会的に明らかとなるによっな個人的行為でもない。したがって、申請人らが起訴されたことによりあめいに申請人らが起訴後も引き続き業務に従事するとしても、被申請人がその対外的信用を失墜することはない。現に、申請人らが起訴されたことによって被申請人が非難されたということもない。

(二) 職場秩序の維持に対する影響について 否認する。

申請人らが被申請人の社内において占める地位、その担当職務の内容および申請人らに対する公訴事実やその罪名からみた起訴にかかる申請人らの行為の性質等からすれば、申請人らが起訴後も引き続き就業するとしても、職場秩序の維持に影響するようなことはない。

(三) 労務提供についての障害について

申請人らが起訴後保釈され、本件休職処分当時は保釈中であったことおよび申請人らが起訴後保釈され、本件休職処分当時は保釈中であったことおよび申請をといるの事実は否認するとれるの事実は否認する人があったことがあったことがあったことがあった。日本では、日本の主に、日本の

れてきていたのである。そうだとすれば、申請人らが起訴にかかわらず就業しても、業務の円滑な遂行を阻害することはない。 第七 再抗弁

本件休職処分は著しく合理性を欠き、裁量の範囲を逸脱するものであるから、権利濫用として無効である。

第八 再抗弁に対する認否

否認する。第九 疎明関係(省略)

理 由

- 申請の理由第一項の事実は、当事者間に争いない。
- 二 申請人らに対する起訴と本件休職処分の発令

申請人らが、昭和四六年七月二六日いわゆる成田新空港(正しくは新東京国際空港という。)建設にともなう建設用地内の土地等に関する妨害物除去土地明渡し、外の金融では、一次の一方では、一次の一方では、一次の一方では、一次の一方では、一次の一方では、一次の一方であるとした。成立に争いない。一方であるとともに、中請人らの言葉を借りれば、「中での一方であるとともに、中請人らの言葉を借りれば、「中での一方であるとともに、中請人らの言葉を借りれば、「中での一方であるとともに、中請人らの言葉を借りれば、「中での一方である」である新全国総合開発計画における運輸、通信の公司である。一方であるとの理由で同空港が建設されると航空機の騒音等による各種の分前をできない。

三 本件休職処分の効力

(一) 従業員(組合員)が刑罰法規に違反して起訴され刑の確定しないときは原則として休職を命ずる旨の就業規則第四六条第七号および労働協約第二八条第一項第七号の規定の内容は、当事者間に争いない。

私企業に雇用されている従業員が刑事事件に関して起訴された場合には、有罪判決が確定するまでは刑事訴訟法上においては無罪の推定を受けるにしても、起度とれた事件の有罪率が極めて高いわが国の刑事裁判の実状からすると、相当程とといる犯罪の嫌疑を受けたものとして、それなりの社会的評価を受けることが表して、そのおいはその起訴された従業員が起訴されたりあるいはその起訴された従業員が記訴されたりあるいはその起訴された従業員の企業内における地位およびその担当職務の内容等のいかんによつるおとでの対外的信用を失墜させたりあるいは職場秩序の維持に支障を生ぜしめるおとれるの対外的信用を失墜させたりあるいは職場秩序の維持に支障を生ぜしめるお出の方法というできなくなることがある。そのため、企業として当該従業員からの安定した労務提供を期待できなれるおそれもないではないまる。のことによる業務の円滑な遂行を阻害されるおそれもないで、就規しての身分を保有させながら、一時的に職務に従事させないとともに業務の円滑な遂行をはないるとともに業務の円滑な遂行を確保しようとして設けられたものと解される。

しかし、従業員が起訴されたりあるいはその起訴された従業員がその後も引き続き就業するとしても、これによる企業の対外的信用や職場秩序の維持に対する影響の有無およびその程度は、公訴事実の内容、その罪名と罰条、当該従業員の企業における地位およびその担当職務の内容等によつて必ずしも一様ではない。また、務の円滑な遂行の阻害の有無およびその程度も、当該従業員に対する身柄拘束の有無、その担当職務の内容ことにその代替性のいかん等によって異なつてくる。それに、就業規則第六九条に、起訴休職処分の場合には、休職者には原則として「金を支払わない旨の定めがあることは当事者間に争いなく、成立に争いない甲第七号証と記れば、就業規則第四七条第四号(甲第七号証の就業規則に第八七条とあるのは、その前後の記載に照らして、第四七条の誤記と認める。)ならびに労働協約第

二九条第四号には、起訴休職処分の場合には、その休職期間を必要な期間とする旨の定めがあり、一方就業規則第五三条第三号ならびに労働協約第三五条第三号には、懲戒の種類を譴責、減給、出勤停止および懲戒解雇の四種とし、出勤停止の場合には始末書を提出させ、一か月以内出勤を停止し、その期間の賃金を支給しない旨の定めがあることが認められる。

これによれば、就業規則第四六条第七号ならびに労働協約第二八条第一項第七号 に基づく起訴休職処分は、一時的にせよ就労から排除され、その間の賃金の支払い を全く受けられなくなる点において、懲戒処分である出勤停止に等しいものとな ことに本件休職処分のように休職期間の定めがない場合は、その期間は前記就 業規則および労働協約の規定によつて必要な期間ということになるが、この必要な 期間が何であるかは、専ら被申請人の主観的判断に委ねられるおそれがあり、申請 人らは刑事裁判確定まで休職を解かれないことは十分予想されるところである。し かも、この種の刑事裁判の長期化の傾向を卒直に肯定するときは、起訴休職処分の 場合は、出勤停止最長期間である一か月内に休職が解かれることは絶無というべ 相当長期間休職状態が持続するものとみなければならない。そうすると、その 効果において、起訴休職処分は、出勤停止以上に過酷な処分ともなり得る。休職処 分は懲戒処分とは性質を異にするのであるから、使用者は、懲戒的な意図をもつて 従業員を休職処分に付してはならないのである。したがつて、無制限に過酷な休職 処分が許されないように、起訴休職処分の規定は厳格に制限的に解釈されなければ ならない。右各規定は従業員が起訴されたことを要件の一つとしているが、起訴という事実だけが要件の全部を充足するものと解してはならないのである。すなわ ち、組合員たる従業員が起訴されたとしても、そのことのみをもつて当該組合員た る従業員を就業規則第四六条第七号ならびに労働協約第二八条第一項第七号により 起訴休職処分に付することは許されない。前述したような起訴休職制度存置の目的 からして、当該組合員たる従業員が起訴されたことにより、あるいは当該組合員た る従業員が起訴後も引き続き就業するときは、被申請人の対外的信用を失墜し、ま たは職場秩序の維持に悪影響を生ずるおそれがあるとか、業務の円滑な遂行がかな りの程度阻害されるおそれがある場合に限つて、休職処分に付し得るものと解すべ きである。特に前掲甲第七号証によれば、就業規則および労働協約に定める休職事由のうち、従業員の申出による休職(一号)および被申請人会社の業務の都合による休職(八号)を除いて、他は多く従業員として被申請人会社に対する労務の完全な提供が不能するは日本によるに関する場合によると思います。 な提供が不能または困難となる場合(例えば私傷病による長期欠勤、長期事故欠 勤、社外への出向、組合専従員への就任等二号ないし六号の事由)を休職事由とし ている。これらを対比してみれば、起訴休職の場合も、これにより完全な労務の提 供が期待できないことを重視した規定と解されるのである。

(二) 前掲甲第八号証、成立に争いない乙第一号証、申請人Bの供述により成立を認める甲第一〇号証、第一五号証、証人Cの証言により成立を認める乙第九号証、証人Dの証言により成立を認める乙第一五号証、証人E、同F、同C、同Dの各証言および申請人らの各供述によれば、次の事実が認められる。

2 被申請人は特殊鋼および軽合金の製造、加工ならびに販売等を営む株式会社であり、川崎製造所を有している。川崎製造所は三直交替制による二四時間操業でス

テンレスの薄板および帯鋼 (以下単に薄板とか帯鋼ということもある。) 等を製造 一、九〇〇名位の従業員が勤務している。申請人らは川崎製造所圧延部冷延課 (但し、後に第三係と名称変更された。) に勤務していたが、精整係は薄板 および帯鋼製造の最終工程である精整作業を行なっており、一〇〇名位の従業員が これに従事している。そして申請人Aは他の従業員三五名とともに薄板を伸張して 平坦に矯正し、これを所定の寸法に切断する作業(この作業を担当する部門をリス ケアー班という。)に従事していた。リスケアー班は各直とも一二名編成で、薄板を伸張して平坦に矯正する作業とこれを所定の寸法に切断する作業に各三名、薄板を品質により選別、仕訳する作業に六名が従事している。また、申請人Bは帯鋼を 所定の幅に切断する作業(この作業を坦当する部門をスリツター班という。)に従 事していたが、スリツター班は各直とも三名編成で、帯鋼を切断機へ装着する作 切断機の操作および切断された帯鋼を巻き取る作業に各一名が従事している。 右各班とも、各直の勤務時間は、一直が午前七時から午後三時まで、二直が午後三 時から午後一一時まで、三直が午後一一時から翌朝午前七時までであり、この直は一週間ごとに順次交替するとともに各直内における作業の分担も適宜交替している。ところで、右各班ではこのように作業の分担がなされているので、リスケアー 班の場合は各直一二名のうち二名以上、スリツター班の場合には各直三名のうち-名でも欠けるとその作業を進めることができなくなる。したがつて、欠勤とか有給 休暇等により欠員が生じた場合にはこれを補充しなければならないのであるが、 各班の作業はある程度の熟練を要するとともに危険もともなうし、また連係作業であるから作業の遂行には従業員間の和も必要とされるので、他の部門の従業員を欠員補充にあてることはできず、同じ班の欠員を生じた直の前後の直の従業員が早出あるいは残業という時間外労働によりこれを補充したり、あるいは精整係で監督者として各直に一名ずつ置かれている直担当者が作業についてこれを補充しなければなる。 ならなくなる(以上の事実のうち、被申請人が特殊鋼および軽合金の製造、加工な らびに販売等を営む株式会社であつて、川崎製造所を有していることおよび申請人 らが川崎製造所圧延部冷延課精整係に勤務していたことは、当事者間に争いな

は体が中でのフにことは、ヨ争自則に争いない。)。 以上の事実が認められるので、これに基づいて以下申請人らが起訴されたりあるいは申請人らが起訴後引き続き就業することによる被申請人の対外的信用や職場秩序の維持に対する影響ならびに業務の円滑な遂行の阻害について検討する。

(被申請人の対外的信用に対する影響について)

申請人らに対する公訴事実の要旨によれば、起訴にかかる申請人らの行為は、それが真実であるとしても、被申請人の従業員としての申請人らが成田新空港保証とし、その職場内においてなされたものでもない。また、申請人らが成田新空港ではともなう前記仮処分命令執行反対闘争に参加したのはその政治的信条に基づいる。それに、申請人らは一、九〇〇名位の従業員が勤務する川崎製造所にである。それに、申請人らは一、九〇〇名位の従業員であるに過ぎない。のである。それに、申請人らは一、九〇〇名位の従業員が勤務する川崎製造所になる。それにステンレスの薄板や帯鋼の製造業務に従事する一従業員であるに過ぎない。もったとするとしても、これにより被申請人の対外的信用にそれ程大きな影響を生からおるとしても、これにより被申請人の対外的信用に対する公訴事実の要旨があると、起訴にかかる申請人らの行為は、それが真実であれば、強い社会的非難を

受けるような内容のものであるかも知れないし、成立に争いない乙第二号証の一な

いし三によれば、成田新空港建設にともなう前記仮処分命令執行反対闘争に関するニュースは新聞等で広く報道されたことが認められる。しかし、申請人らの氏名や勤務先が明らかにされたというような事実を認めるに足りる疎明はないし、申訪あるが明らからといって、被申請人の対外的信用にそれ程大きな影響を生ずるおそれがあるとは思われない。また、前掲乙第九号証および証人Cの証言によれば、被申請人が認るにおいて、被申請人らが成田新空港の建設はアメリカ合衆国の軍事的利用に供するいるが、申請人らが成田新空港の建設はアメリカ合衆国の軍事的利用に供するともできれている。これにより被申請人の対外的信用が失墜するということもできない。現に申請人らの起訴により、被申請人の対外的信用が失墜するということもできない。現に申請人らの起訴により、被申請人の社会的評価が低下したことを認めるに足りる疎明は全くないのである。

被申請人は、申請人らが防衛的製品の製造に関連して職場でいついかなる暴力的破壊活動を起こすとも限らないと主張するが、これは申請人らが起訴されたことあるいは起訴にかかる申請人らの行為と直接関係ないから、これを本件休職処分の理由とすることはできない。

(職場秩序の維持に対する影響について)

申請人らに対する公訴事実の要旨によれば、起訴にかかる申請人らの行為は、それが真実であるとしても、職場外においてその職務に関係なくなされたものであり、申請人らが成田新空港建設にともなう前記仮処分命令執行反対闘争に参加といるの政治的信条に基づくものである。また申請人らはステンレスの薄板および、その抱懐する思想信念がよって仕事の遂行が左右されるようなものではない。したがつて、申請人らが起訴にかかわらず引き続き業務に従事すると、公判といるといるとは思われない。また、公判といるとは思われない。また、公判といるとは思われない。また、公判といるとは、申請人らがこれに出頭するために就労でもはないの日時のいかんによっては、申請人らがこれに出頭する場合だけであれば、日生に、分担業務を他の従業員が時間外労働をしたりして引き受ければならといるとも皆無ではないかもしれないが、公判期日に出頭する場合だけであれば、そも可数もさ程多くはないのであるから、これにより職場内の人間関係が悪化するとも考えられない。

被申請人は、起訴にかかる申請人らの行為や申請人らの従来からの勤務態度と行動からして、申請人らを就業させれば職場秩序を混乱させるような行動に出るおそれがあると主張するが、これは申請人らが起訴されたことあるいは起訴にかかる申請人らの行為とは直接関係ないから、これを本件休職処分の理由とすることはできない。

(労務提供についての障害について)

申請人らは起訴後保釈され、本件休職処分当時は保釈中であつて、身柄拘束を受けていたわけではない。したがつて、申請人らが本件起訴のため就労できなくるのはほとんどが公判期日に出頭する場合に限定されてくる。このことと申請人らに対する刑事裁判の進行状況(特に公判期日の指定状況)、申請人らの職務の内容(特に三直交替制)および申請人らが年間一八日の有給休暇を有すること等によれば、申請人らが公判期日に出頭したりするために就労できなくなるとしても、それは極めて僅かの日数であつて、運用によつては当然有給休暇で消化できる範囲内のものと思われる。したがつて、これにより被申請人の業務の運営にそれ程大きな支障を生ずるものとは思われない。

そうすると、申請人らが起訴されたりあるいは申請人らが起訴後も引き続き業務に従事するとしても、これにより被申請人の対外的信用を失墜し、または職場秩序の維持に悪影響を生ずるとは認められないし、その業務の円滑な遂行が著しく阻害されるとも認められないから、申請人らに対する本件休職処分は就業規則第四六条第七号ならびに労働協約第二八条第一項第七号の適用を誤つたもので無効であるといわなければならない。

四 被保全権利と保全の必要性

以上のとおり、本件休職処分は就業規則第四六条第七号ならびに労働協約第二八条第一項第七号の適用を誤つたもので無効である。それなのに被申請人は申請人らを休職者として取り扱い、そのため申請人らは賃金の支払いを受けられないという法律上の不利益を被つている。したがつて、申請人らは本件休職処分の効力の停止を求める利益がある。

被申請人は、申請人らが休職者であるとして、昭和四七年一月一四日以降申請人

らの就労を拒否しているのであるから、申請人らは同日以降分の賃金請求権を失わない。申請人らの同日当時における賃金は、申請人Aが月額金五四、六二〇円、田が月額金五二、三六〇円であり、当月一日から末日までを計算期間として、翌月五日限り月額の六割部分の支払いを受ける約であることは、当事者間に争いなく、成立に争いない乙第三号証によれば、被申請人会社の就業規則第六三条に賃金月の四割部分の支払期日は翌月二〇日であるとの定めがある。そして、申請人Bの供述によれば、申請人らは本件休職処分以降においてはアルバイトやカンパ等によれば、申請人らは本件休職処分以降においてはアルバイトやカンパ等によったようやく生活費を得ている状態であつて、被申請人から賃金の支払いを受ける必要性がある。

しかし、申請人らの川崎製造所構内への立入権については、申請人らが被申請人に雇用され、川崎製造所に勤務していることのみでは、直ちに申請人らにこの権利を認めることはできない。就労請求権は認められないからである。申請人らが組合に加入し、その川崎支部に所属しており、組合活動の自由を有するとしても、申請人らに一般的にこの権利を認めることはできない。労働者が団結権に基づいて、使用者に対する企業施設内への立入権という請求権があるという見解も、当裁判所の採らないところである。その他申請人らがこの権利を有することについては、主張、疎明がない。

五 結論

よつて、申請人らの申請は前項第一および第二段記載の範囲で相当と認められるので、保証を立てさせないでこれを認容する。申請人らのその余の申請は、被保全権利の疎明を欠くし、保証をもつてこれに代えることは相当でないので失当としていずれも却下する。訴訟費用の負担については民事訴訟法第八九条、第九二条但書を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 岩村弘雄 安達敬 飯塚勝)